

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日（水）午後1時25分から午後2時30分

2. 開催場所 合志市役所 2階大会議室

3. 出席委員（13人）

会 長	14 番	福 嶋	求仁子
会長職務代理者	1 番	大 薮	真裕美
委員	2 番	吉 川	幸 人
〃	3 番	工 藤	信 夫
〃	4 番	中 嶋	サツ子
〃	5 番	衛 藤	彰 一
〃	7 番	吉 岡	近
〃	8 番	平 野	昭 代
〃	9 番	峯	隆 吉
〃	10 番	嶋 田	昭 一
〃	11 番	荒 木	安 孝
〃	12 番	平 山	洋 生
〃	13 番	村 上	裕 宣

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

（1）議事録署名者

（2）農家調査及び現地調査員

（3）議案

第1号議案 農地所有適格法人設立届出について

第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第6号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用（届出）について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 竹 田 直 広

主 幹 秋 吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和3年11月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福岡会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福岡求仁子君） 皆さん、こんにちは。長く雨が降らなかったのも、雨が降ってほしいなあってずっと思っていたんですけれども、いざ雨が降り始めると早くやんでくれないかなあという感じで、何かやっぱり仕事の段取りがちょっと狂ってくるかなあという感じで、この雨も明日あたりには上がるのではないかと思います。

さて、今月はいろいろな行事が少しずつ行われはじめて、昨日ですけれども合志市の市政施行15周年記念の表彰式がヴィーブルで行われまして、それぞれの分野で功労があった方々の表彰が行われました。農業委員会からは、前会長であります峯会長、それから、峯会長の前の会長でいらっしゃいます森会長のほうのお二方が表彰を受けることになりました。本当におめでとうございます。

それで、最後に教育長のご挨拶の中ですごく心にしみた言葉がありまして、教育長が、誰かのために市民の一人お一人が仕事をしてくださると。きょうここにいらっしゃった功労者の皆様の他にも本当に一人一人が誰かのために仕事をさせていただく、その一人一人の力が合志市の発展につながっていているんだということをお話しになられて、ああ、本当にそうだなあって、一人一人が町のために、地域のために、誰かのために一生懸命ボランティア活動をやったり、仕事を請け負ったりして頑張っていることが、こうやって町の発展につながっていくということを思って、やっぱり日頃から奉仕の気持ちでいろんなことに取り組まなければいけないなあと思ったところでございました。

それから、きのうが午後からは全国の女性農業委員の会のWEB会議で研修が行われました。大変素晴らしい研修だったんですけれども、駒澤大学の先生のお話でしたけれども、きょうまとめて皆さんにお話できたらいいと思ったんですが、ちょっとあまりにも難しく、私の頭ではまとめきれないというような感じで、タイトルとしては、メタ視点のすすめて、批判的な思考を活用して頑張っていくというような感じでお話をされたんですけれども、大変大学の授業を受けているような感じになりまして、なかなか難しく、私もきょうまとめて皆さんにお話しすることができないんですけれども、その中でちょっと気づいたことは、無意識のうちにやっている、だから気づかない、だから変えられないって、そういったことをちょっとおっしゃって、ああ、確かにそうだなあって、私たちはずっと永々と無意識のうちにいろんなことをやってきているけれども、待てよ、そこちょっと変じゃないと思うような気持ち、批判的な気持ちというのはとても大切なのではないかとというのが少し頭に残っておりました。あと各全国からの女性の活動報告というのもございました。それぞれの地域でそれぞれの個性を生かしながら頑張っている皆さんのお話を聞けたので大変よかったと思っています。

あと、WEB会議ですけれども、WEB会議の場合自宅でも視聴ができるんですけれども、やはり自宅で1人で聞いているといろんなことを雑用に頭が、神経が向いてしまって、なかなかそこに集中できないということがあるので、きのうは全体で20名程度でしたけれども、集まってテルサで全国からの主張を聞きました。やはりWEB会議であっても集中して聞ける環境の中で聞かないと、何か頭

の中には残っていかないなあということをちょっと考えたところです。コロナの中で世の中が少しずつ変わって、次の世代どうなっていくかわかりませんが、やはり集中して聞く方法というのも考えていかなきゃいけないのかなと思ったところでした。

前置きが長くなりましたけれども、本日の総会もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします

本日は、農業委員13名全員の委員さんがおそろいでございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご質疑やご質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

申し訳ありません。少し時間をいただいてよろしいでしょうか。申し訳ありません。私も携帯電話を確認したいと思います。

-----○-----

（１）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） 大変失礼いたしました。それでは、議事に入らせていただきます。それでは、議事録署名者につきまして、1番の大藪委員、13番の村上委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

（２）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、1番の大藪委員、5番の衛藤委員、7番の吉岡委員、9番の峯委員、以上4名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

（３）議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地所有適格法人設立届出、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

第1号議案の農地所有適格法人設立届出につきましてご説明いたします。

議案書別紙の1ページをお願いいたします。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人でございまして、農地法に規定されているご覧の表の四つの要件すべてを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか一つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになり、一般法人として農地を借りることはできても、買うことまではできません。

今回、当該法人から農地所有適格法人として農地を購入したい旨申請がございまして、その対象農地としましては、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の2ページの農地法第3条所有権移転番号2の案件ですが、当該法人につきましては今回が初めての申請ということで、次の第2号議案で農地の所有権移転をご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。

当該法人は熊本市に本社を置いている法人でございます。今回、譲渡人の法人が会社を閉めることになり、その法人が所有している農地を引き継ぐため、農地法第3条にて農地を売買するにあたり農地所有適格法人設立届を出していただいております。

当該法人につきましては、主にゴボウ、さといも、大根の生産を行う法人で、議案書別紙の1ページに記載しておりますとおり各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の2ページから12ページまでの部分になります。

以上でございます。

○議長（福岡求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福岡求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。第1号議案、農地所有適格法人設立届出、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福岡求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地所有適格法人設立届出、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1

につきまして上程いたします。
事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、親族間での売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙13ページ、県の廃プラ工場南側、東京エレクトロン西側に位置する中央の斜線部分2筆が申請地です。次の14ページが畑、現況の写真です。

15ページは保有機械の写真です。

次に16ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件ですが、長年畑として利用されており、今後も芝やニンジン等を植えられます。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。

よろしく願いいたします。

○議長（福岡求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

10月29日に私と村田推進委員と事務局とで現地調査をいたしました。今回の申請理由は親族間の売買です。申請人は、長年県外におられる叔母である譲渡人より農地を預かり、代わりに耕作されてきましたが、譲渡人とその家族が熊本への帰郷を断念されたのを機に所有権移転を決断され、今回の申請となりました。今後も人参やさつまいも、芝を作付けされます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福岡求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福島求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 続けて、議案書2ページです。

番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、会社設立に伴う売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙17ページの図面斜線部分が申請地です。県道住吉熊本線西側です。

次に18ページをご覧ください。同じく県道住吉熊本線南側、中央斜線部分3筆、合わせて4筆になります。

19ページが耕作地の現況写真です。1筆耕作されていない農地があり、耕作ができるよう原状復帰への作業中であります。次に20、21ページをお開きください。保有されている農業機械の写真です。

次に22ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれますが、1筆のみ、先ほど現況写真で説明したとおり、耕作できるよう作業中であります。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人農地所有適格法人の要件を満たしており、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、以前より畑として利用しており、今後も同様にゴボウ、じゃがいも等を作付けされる予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

現在は、4筆中1筆が作付けできる状態にはなっており、現状では許可要件を満たしていません。申請者からは誓約書の提出があり現状復帰への工程も示されていますが、約3年前の3条申請の際にも今回と同様、申請時点において許可要件を

満たしておらず、その際速やかに作付け可能な状態への復元を誓約されたため許可したものの、その後事務局より口頭指導は行ったものの誓約を履行されることはありませんでした。ですので、今回誓約書を提出されたものの、その誓約書をもって許可してしまうと再度同じことになる恐れがありますので、原状復帰が完了してから許可書を発行するという条件付きでの許可判断をお願いできればと思います。
よろしくご審議願います。

○議長（福嶋求仁子君）　ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の5番、衛藤委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（衛藤彰一君）　農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

10月29日に私と〇〇推進委員、事務局で現地調査を行いました。申請人は、生産・加工及びその販売を行う法人で、主にゴボウやジャガイモを作付けされています。今回の申請の理由は、会社の閉鎖と新会社設立のための売買です。

申請人は、令和元年に今回と同じ農地を申請されており、耕作をする約束をされましたが実行されておりました。事務局からの説明のとおり、今回は条件付きの許可ということであれば問題ないと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君）　ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員並びに推進委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。推進委員さんはいらっしゃいませんか。

吉川委員。

○2番（吉川幸人君）　どうもしっくりこないというか、前の会社を倒産して、閉めて、自分のまた新しい同じ名義人がするわけでしょう。面積に対して売上げが9,000万円ということはちょっと考えられんからな。たった7反でこういったゴボウとかサトイモをして9,000万円あがるとは考えられんけどなあ。何も悪いことはしとんならんと思うが。

○事務局　一応会社の閉鎖のことについては、第一番の理由が、外国人技能実習生の受入れにあたり、関係機関から指摘を受けられたということで、会社側としてその対応策について司法書士や税理士さん等の専門家意見を受けて、一応清算という形をとっておられます。

売上げに関しては、その詳しい中身をお聞きすることはちょっとできませんでした。ただ、〇〇町のほうにも少し農地を持っておられますが、やはり同日に今、総会があっているということで、議案書にその面積を書くことができませんでした。

○2番（吉川幸人君）　農業で頑張ってやろうということに対しては何も反対はない

んですけど、今おっしゃったように外国人問題で、前の会社がトラブルを起こしているのであればね、非常に外国人を雇ったときに時間外で給料、残業手当を払わないとか、いろんなトラブルが起きているわけですよ。だから、非常に私も峯委員さんもそうだけど、外国人入れているとものすごく神経質に扱わないといけないんだけど、もしそういったトラブルがもしあるのであればね、ちょっとおかしいかなあと。

○事務局 会社が何か問題を起こしたということではなく、代表取締役の方が個人で技能実習生の受入れ行っておられ、会社の方でも受入れを行っておられたということが問題だったそうです。なので、その問題解決を図るため、現在の会社を清算することになったということをお聞きいたしました。

○2番（吉川幸人君） それはおかしいもん。会社を経営しとって、外国人を入れるのに個人で入れるということは通用しないもん。ましてや法人であれば雇用保険とかこういったものを付けるというのが条件だから、それを個人で入れていたなんかいうとそれはおかしいもん。そういうことをしているからそうになっているんでしょう。ちょっと首を傾げるなあ。

○議長（福嶋求仁子君） 衛藤委員から何か。

○5番（衛藤彰一君） 私も現地調査のほうをやらせていただきまして、まず一つは、今、吉川委員さんがおっしゃった面積については、そのときには合志の分しかわかっていないわけですね。ここに今、書いてあるのは〇〇〇aと、今、事務局から言った〇〇のほうが入って〇〇〇aなのかどうかというのを詳しいことは私自身もわかりませんし、吉川委員さんがおっしゃったその売上げについても、ああすごいなあというふうな金額で見えておりました。

ここにもありませんけれども、言っていていいかわかんないですけども、会社のやつが結構いくつも名前が変わっていた経緯がありました。それは資料として私のもとにはいただきましたけれども、2年前にちょうど私らが農業委員に就いたときに、今回一緒に行かれました宮寄推進委員さんと同じ場所を見て、やはり変わっていなかったというか、よけい悪くなっていた部分もございましたので、今回は誓約書を書いてということだったので、私も農業委員として今、吉川委員さんがおっしゃる部分について、どこまで農業委員が踏み込むのかはちょっとわからないんですけども、農地としてちゃんと荒れないように作っていただきたいという要望を私らのほうでは出しておりますので、どこまでが私らの仕事かちょっとわからない部分もありましたので、よろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

では、局長からひと言お願いします。

○事務局長 吉川委員さんからのご指摘、まさしくもつともだと思いました。そのご指摘を受けるまで事務局としてそこまで考えが及び至らなかったところでもござ

います。確かにこの法人さんについては、担当が申しましたとおり、これまで法人として問題があったと。やり方にちょっと問題があって、関係機関から指摘があって、その整理のつけ方として法人をたたむと。新たにまた一からきちんとやってみようというところで行われていることだと思います。

そういうことで農業委員会としましては、今度設立された法人が農地所有適格法人要件を充たしているか。それともう一つ、この農地を今後も適切に耕作していけるのか、それを主眼において審査を行うべきだということ所で思ったところでございます。吉川委員さんのご指摘につきましては、委員さん皆様方からのご意見もいただければと思います。

○2番（吉川幸人君） 確かにこの場合は農地をきちんと守って農業をするということに対しての審議ですから、私がおかしいなあと思ったことに対してはね、ちょっとこれは個人的な意見であって、農業委員としては、先ほど衛藤委員さんもおっしゃったように、農地をきちんと守ってもらいたいということであれば何も反対することもないし、ただ、その前にここを申請しといて、その後畑が荒れたままだったということであれば、そこらへんは皆さん方と考えていただいて、今後会社も興して、本当に畑を荒らさずにきちんと頑張るということであれば、そこらへんのところは担当の衛藤委員さんが判断して、衛藤委員さんがOKというのであれば私は何も言いません。

○議長（福嶋求仁子君） はい、衛藤委員。

○5番（衛藤彰一君） 吉川委員さんもおっしゃるとおり、私もずっと前から気になって見ていたことなので、今回のその誓約書の中に日付を入れていただいて、農地として利用するまでに、今月の末だったかな、そういう作付けできる状況まで持っていくますと書いてありまして、それを実際行っていない場合は許可を出さないと、今、事務局からもあったように、そういうことで、私は宮寄推進委員さんと大分考えて、どうやったほうがいいのかというのも、本当に農業をやっていかれる方なので応援はしたいんですけども、やはり個人的には吉川委員さんと同じ気持ちを持ちながらのことなので、精一杯見てはいきたいと思っています。

一つ、こことはまた違うんですけども、この場で言うことでないけど、上のほうにこの畑の地図についている元ハウスがあったところが、〇〇〇〇さんの機械置き場になっているんですよ。これが畑として利用されている土地なのかはちょっと私も確認できていなかったもので、この案件はちょっと違う状況なので、また今度でもかまわないですけども。

○議長（福嶋求仁子君） はい、局長に代わります。

○事務局長 すみません、今、衛藤委員さんからお尋ねの件、その上の段っておっしゃったんですけど、すみません、そこが転用許可を下ろしてあるのかどうかこの場では調べておりませんでしたので、またお調べしてご返答したいと思います。

補足で言いますと、この19ページの写真の要は右下、右下の写真が、写真を見ていただきますとおり、耕作しますという申請でありながら、ちょっとすぐは耕作できないでしょうという状態であるのと、併せて、ちょっと写真には映っていませんけど、なんかコンテナとプレハブみたいなのも置いておられて、それが先ほど衛藤委員さんとも言われたとおり、2年前に所有権移転されて、そのときもちゃんとしますと言いながら何もしなくて、今回も同じくちゃんとしますと言ったって、今回2回目なので、いやもう2回目は通用しないでしょうと。じゃあきちんとどのようにするのか工程表なり示してくださいということで、工程表を示されて、11月末までには最終的に畑をきれいにしてコンテナもどかしますというような誓約書も出ているところでございますので、本質の許可につきましては、審査につきましては、11月末時点できちんとそういうのも整理されて、きれいになったならば許可を下ろすというようなところでご判断をいただければなと思うところでございます。

以上でございます。（「条件付きですね」と呼ぶ者あり）

○議長（福嶋求仁子君） 今の局長のご判断のほうでご了解いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。委員さん方からその他特に質問はございませんか。

○3番（工藤信夫君） 今、局長が言われたように、11月いっぱいであるのであれば、12月の総会のときでもまた報告をいただきたいですね。どうなったということ。今日は一応審議で話して通ったにしろ、来月の総会あたりでその結果報告はしていただきたい。お願いしたいと思います。

○議長（福嶋求仁子君） はい、了解いたしました。工藤委員のからのご質問のとおり、11月末日までにきちんとできているかどうかを確認して、できていれば許可を出すと。その結果につきましては、12月10日の総会の日に皆様にご報告させていただきます。

○13番（村上裕宣君） ついでに上の白いテント、あれはブドウ畑だったろ元。知り合いの人が持っとなを貸しているんですよ。売ってはいないと思うけど。

○5番（衛藤彰一君） 中は全部機械が入っているので、やはりハウスだったら、ブドウのハウスだったら農地なんでしょうけど、機械とかなんかいっぱい入っているでしょう。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、今の村上委員からのご質問の案件につきましては、今回の今のこの第3条の1項の所有権番号の2の件と併せて、12月に状況を確認して報告をするということになります。

それでは、今の二つの案件につきましては、もう一度12月に報告させていただきます。

きたいと思います。

○議長（福島求仁子君） 他にご意見はございますか。はい工藤委員さん。

○3番（工藤信夫君） これ登記関係はどうなるんですか。〇〇〇〇さんは今度農地適格法人で、元は〇〇〇〇さん名義のやつだったと思うんですけど、そこらへんの今度は法人が買うわけでしょうから、そこらへん登記あたりの認定農家あたりかかったときの市からの助成というか、そういうのも付いてくるんですか。どうなんですか。

○事務局長 売買の場合、有利な条件が受けられるというのは、認定農業者等担い手農家さんの売買、基盤強化法による売買の場合ですね。これは3条なので登記は当然自分で行ってもらわないかんですし、普通にうちからは許可証をお渡しするまでですね。それから先は恐らく法人さんがまず司法書士の方なりをお願いされて、それから先のことはされるかと思います。

○議長（福島求仁子君） それでは、今回のこの議案につきまして、一応採決のほうを行わせていただきたいと思います。条件付きの採決となりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

（「保留でええじゃない」と呼ぶ者あり）

（「そら保留でよかつじゃなか」と呼ぶ者あり）

（「来月報告をすつとなら来月によか。保留だろ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島求仁子君） ちょっとお待ちください。

○事務局長 すみません。本来であればそのようにすべきかと思います。ただ、これが譲渡人の法人さんの閉鎖の関係がありまして、どうしても相手方さん、申請者の方が許可を急いでいるということでございまして、そういうのもありまして、条件が整った時点で許可をするというところで、本日の総会でご決定を願いたいところでございます。

○議長（福島求仁子君） ご納得いただけますでしょうか。

○3番（工藤信夫君） ここに書いてあるように、売買あたりの件も出てくるわけでしょう。売買のお金の動きなんかも一応ここに、そういうのもあるんじゃないですか。

○事務局 代金は各筆〇〇〇〇円です。

○3番（工藤信夫君） だからそういう同じ人じゃないですか。同じ人の中でも新会社に設立するために、そういうもののお金の動きもちゃんとするために要るんじ

やないですか、そういう早くしたいということ。違うですか、そこらへんはどうなんですか。

○議長（福岡求仁子君） 書類上の期日がございますか。

○事務局長 農地法第3条について、標準事務処理期間というのがございまして、農業委員会は、申請を受けてから何日以内に事務処理を最後まで終わらないかというのがありまして、それからいきますと、継続審議とすること自体には判断として問題はありません。ただ、それを1カ月先まで延ばしてしまうとその標準事務処理期間というのにも引っかかってきますので、継続審議とするならば、総会をまた近々開いて、そのときにご決定をいただくという手続きを取らなければいかんということにもなりますので、そういうところも含めまして、全部整ったら許可を下ろすというところで、本日ご決定を願いたいところではございます。

○議長（福岡求仁子君） 事務局長の説明にご納得いただけましたでしょうか。

それか、あともう一度総会を開いて、完了したことを確認したうえで、皆様にもう一度お集まりいただいて許可を出す、判定するという形にさせていただくか。

○事務局 現在畑の状況につきましては、毎日確認に行っておりますが、一応工程で出された期間どおり、プレハブをたたまれたり、草を除草されたりという、きのうその前と雨が降っておって作業がちょっと中断している状態ではありますけれども、農地のほうに戻していくという工程については、一生懸命というか、きちんと約束どおり動かしておられます。

大きなコンテナにつきましては、クレーンで吊り上げなければいけないということで、その手配等と相手の業者との絡みで、11月までにはなっております。こちらに出されている工程どおりには、少しずつですけれども、雨での遅れはありますけれども、もう進んではおります。毎日確認には行っております。

○議長（福岡求仁子君） はい、衛藤委員。

○5番（衛藤彰一君） 確認で、今、畑に植え付けできる準備というところだったので、私もそれこそ気になって見ているわけなんですけれども、この〇〇は現況の畑ですかね、を左の〇〇という畑並みに持っていく確認をすればよろしいかということを、皆さん委員さんにちょっと確認を、その植付けまでは無理かもしれないですけど、耕耘していつでも植えられるよという動向までを確認できればどうなのかということを、私も確認の一応植えられる状況というのが、せめてこの左の耕耘したぐらいまでに持っていければいいのかなと思うので、その確認を私もとにかく気になって毎日見ているものですから、そのへんをほかの委員さんのほうのご意見をお聞かせねがえたらと思います。

○議長（福岡求仁子君） 今、衛藤委員のほうから、皆様のご意見をお伺いしたいということで、現在この写真を見ていただくとおり、すべての状況が悪いというこ

とではなくて、現在のところはこの1筆の〇〇につきましてが指導をしているところでございます。2年前ですか、現状とほぼ変らない状況ですので、その点に関して農業委員会としては、2年間何をやっていたんだと、もう少ししっかりやってくれということで、今回このように所有権移転につきましては厳しく対処しているところでございますし、毎日事務局のほうも進捗状況も確認をしに行っている状況でございますので、その点ご理解いただきまして、今回採決を行わせていただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、先ほど衛藤委員のおっしゃっていた、隣の〇〇のような状況まで持っていってところで許可を出すということでよろしいでしょうか。農地につきましてはですね。ということで吉川委員さん、何かございますか。

○2番（吉川幸人君） 確認ということだから、この〇〇の畑みたいにきれいにトラクターでうってあれば、もうよろしいと思うんですけど。

○5番（衛藤彰一君） こら堆肥のあつですか。（「こら堆肥だろ」と呼ぶ者あり）
堆肥があつて、今ちょっとこれは前の写真なんですけど、前に私たちが作るロールのやつがあつて、今はそのロールもなくなっています。ただ堆肥の山みたいな形では残っている状況です。写真で映っていない手前の部分にコンテナとかがあつたやつも、約半分近くは片づけてはあります。あの道路際の竹とか荒れていた部分もきちっと整理はしてありますので、それなりに進んではいるとは私も感じておりますので、あとはこの堆肥をきちっと広げて、耕耘して作付けができる状況までいけば、私も立場上、作付けができる状況としての判断の基準、私が皆様に意見を聞きたいのは。

○議長（福島求仁子君） 峯委員さん。

○9番（峯 隆吉君） 植付けができる範囲に持っていくというところではどうでしょうか。それ以上の突っ込みはなんかいろいろな方のその人のあれもありますので、植付けができる範囲内ということで確認できればOKです。

○議長（福島求仁子君） 確認できればOKということですね。

（「そのほうがいいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（福島求仁子君） それでは、今、衛藤委員からご相談がありましたように、現地在〇〇のような状況になり、作物が植え付けられるような状況になれば許可を出すということで、今回のこの案につきまして、皆様の採決をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○議長（福島求仁子君） それでは、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的はアパート5棟への転用です。

議案書別紙の23ページをお願いします。図面中央右側の太枠斜線部分が今回の申請地で、西合志南中学校及び西合志東小学校の東側に位置する農地です。

次の24ページが申請地の現況です。

次の25ページが配置図です。申請者は個人で、アパート5棟を整備する計画です。

26ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は集落内開発区域内にある農地で、次の27ページにお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に教育施設である西合志南中学校及び西合志東小学校が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に二つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年7月末までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性につきましては、各戸の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に11月9日付けで提出済であり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君）　ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、大薮委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（大薮真裕美君）　それでは現地調査につきましてご報告いたします。

令和3年10月29日の午前、私と平山推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きいたしました。農地法の許可要件につきまして、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人がアパート5棟、そして農地を転用するものでございます。申請地は第3種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君）　ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君）　第3号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福島求仁子君）　ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって第3号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局　それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地12区画への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の29ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、国道387号線の西側及び御代志市民センターの北東側に位置する農地です。申請地西側の点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない雑種地の部分です。

次の30ページが申請地の現況です。

次の31ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地12区画を整備し販売する計画です。

32ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の33ページでお示ししておりますとおり、申請地は集落内開発区域内にある農地で、約0.2haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は農業公共投資

の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年3月末に造成工事完了後分譲し、令和6年12月末日までに残地の建売住宅竣工の予定であり問題ないと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可申請書を11月5日付けで提出済であることを確認しております。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する雑種地1,762㎡を含めた総事業面積3,224㎡の計画で問題ないものと思われます。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅各戸の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

7の宅地の造成のみを目的する場合の妥当性につきましては、建築条件付売買予定地としての要件であります、転用事業者が住宅12棟の建設まで含めた当該転用事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があること、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者にて一定期間内に建築請負契約を締結することを誓約してあること等の各要件を満たしているため例外規定に合致し、許可可能です。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に9月21日付けで提出済みであり、協議済であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福岡求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和3年10月29日の午前、私と高司推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建築条件付売買予定地12区画として農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地であり、何ら問題はないかと思います。

よろしく審議をお願いします。

○議長（福岡求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さんで何かご意見やご質問はございませんでしょうか。質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございます。採決を行います。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、第5号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、説明いたします。

6ページをお開きください。

令和3年第11回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。

10年の田が6,409㎡、畑が34,636㎡でしたので合計41,045㎡でございます。5年の畑が21,543㎡でしたので合計21,543㎡でございます。

3年の田が952㎡、畑が17,913㎡でしたので、合計18,865㎡でございます。

今回の田の小計は7,361㎡、畑の小計は74,092㎡でしたので合計81,453㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は210,623㎡、畑の小計は420,030㎡で合計630,653㎡でございます。

一番下から2段目になりますが、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回畑の小計は477㎡でしたので合計477㎡でございます。

ページ右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は16,816㎡、畑の小計は32,240㎡で合計49,056㎡でございます。

以上、第5号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の7から11ページ上段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、11ページ中段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、3件、9,613㎡でございます。

内契約予定件数が、2件、6,605㎡でございます。
内契約が無い件数、1件、3,008㎡でございます。
なお、こちらの内契約がない農地については、あっせん申出書が出ております。
これで説明を終わります。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第5号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第6号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書12ページをお開きください。

番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。

続けて申請地の場所ですが、13ページになります。

図面中央よりやや左上に位置します太枠斜線部分が申請地で、県道熊本菊鹿線の東側、西合志カントリーエレベーターの南側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、これまで借りていた方がそこでの耕作をやめられたためです。

あっせん委員についてですが、申請地区域の担当委員であります工藤委員、鍬本推進委員をお願いします。

また、こちらの農地につきましては、新しい借り手さんと貸人さんとの間で話が進んでいる状態です。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、申請に結びつくようご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福島求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第6号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第6号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦勞でございますがよろしくお願いいたします。

それでは、議長を職務代理と交代いたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） それでは、続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。14ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては議案書の14ページに記載しておりますとおり、所有権移転1件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。15ページをお開きください。

図面中央やや右側の太枠網目部分が所有権移転番号1の届出地です。南ヶ丘小学校の北東側約250mに位置する土地で、個人住宅建築のための転用です。この土地につきましては、すでに砂利を敷き駐車場としての利用がされていたため本人より、農地法についての知識が十分でなかったため平成30年4月頃から駐車場として利用しておりました。以後はこのような違反行為のないように農地法を遵守しますという旨の始末書の提出がっております。

事務局からは以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の皆様から何かご質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質問もないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

会長に議長を交代いたします。

-----○-----

(4) 閉会

○議長（福嶋求仁子君） 長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年11月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時30分